

本書では、高圧および特別高圧で受電するお客さまに、電気を供給する際の重要事項について説明します。

■ 契約の成立および契約期間・更新手続きについて

- ・電気需給契約は、お客さまから電気の需給に関する諸条件を確認させて頂いたうえで、契約条件についてミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下、「当社」といいます。）と合意に達したときに成立します。
- ・契約期間は、当社より特段の指定がない場合、本契約が成立した後で、需給開始の日から1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の日の3ヶ月前までに、本契約の解約または変更の申し出がない場合は、本契約は満了後同一条件にて1年毎に自動継続されるものとします。

■ 申込み方法

- ・申込みにあたっては、当社の「電気需給約款」等を予めご承諾頂き、電気需給契約の申込みをして頂くものとします。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は、お申込み後標準処理期間（切換えの手続き等に要する期間）満了後の最初の月初（1日、0時00分）、もしくは一般送配電事業者の定める検針日となります。予めご了承ください。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する記録型電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと、前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数が28日未満の場合、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日未満の場合は、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- ・料金には別途、燃料費等調整相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。なお、これらは消費税を含むものとします。

■ 料金の支払い方法

- ・料金は原則として、口座振替または銀行振り込みによりお支払いいただきます。なお、銀行振り込みによるお支払の場合、手数料はお客さまの負担とします。支払期日他の詳細は、契約書別紙に記載するものとします。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の資産とし、一般送配電事業者の費用負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金等の請求を受けた場合は、当社電気需給約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 電気料金の改訂について

- ・当社は、みなし小売電気事業者が電気料金を改定した場合や、託送供給等約款が改訂された場合、または電気の調達費用が変動し、料金の改定が避けられない場合には当社電気料金を改定する場合があります。その場合は、新たな電気料金およびその適用開始日を協議し、当社が適当と判断する方法によりお客さまに改定内容を通知するものとします。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまには、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・電気の供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保に協力すること。
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること。
- ・一般送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること。
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者に通知すること。

■ 契約の変更・解約

- ・お客さまが、契約の変更・解約を希望される場合は、当社営業時間内に随時受け付けます。なお、契約の変更は、契約の受付日以降最初の検針日から適用します。また、解約にあたっての事務手数料、違約金等は、当該契約が最初の需給開始から1年を経過し、自動更改である場合にはございません。
- ・お客さまと需給契約後、需給開始に至らず契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への支払い金が必要となる場合がございます。そのときは、お客さまにその金額をお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合電気需給契約を解約します。

- ・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合。
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合。
- ・その他、お客さまが当社電気需給約款の規定に違反した場合。

■ 電気の使用方法／託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項

- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、または一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- ・お客さまの責による保安上の危険がある場合等、託送供給等約款に抵触する場合は、電気の供給を停止する場合があります。
- ・電気工作物の改変により不正に電気を使用した場合、または契約負荷設備以外の設備で電気を使用した場合、電気の供給を停止する場合があります。

■ 現契約（当社との契約に移行する前の現在の契約）の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の利益の消滅、解約前の電気の使用量の照会ができなくなる等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じる不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電源構成について

- ・電源構成につきましては、当社ウェブサイトで開示しております。

<https://mitsuurokogreenenergy.jp/mge/feature/>

■ 個人情報の取扱いに関する重要事項

- ・当社は、電気需給により知りえた個人情報について、電気小売事業に必要な範囲内でのみ利用するものとし、詳細は当社電気需給約款によるものとします。
- ・お客さまが電気需給契約に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報をみなし小売電気事業者等に当社が通知することがあります。

■ 反社会的勢力の排除について

- ・お客さま並びに当社は、需給契約の成立時および将来にわたり、暴力団その他の反社会的勢力とは関与せず、これらを排除することを確約するものとし、詳細は当社電気需給約款によるものとします。

【一般送配電事業者 託送供給等約款】

当社がお客さまに供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。（検索される場合は、各社のホームページの「法人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

* 契約のお申込み、変更並びに苦情その他のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
なお、受付時間等を充分ご確認くださいませよう、お願いいたします。

小売電気事業者：

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（A0016）

東京都中央区日本橋 2-11-2 太陽生命日本橋ビル 14F

TEL. 03-6758-6311

受付時間：9:00～17:00（日曜・祝日を除く）